

海難審判

を受けるにあたって

このパンフレットは、海難審判を受ける方が、海難審判への理解を深め、手続き等を円滑に進めることができるように作成したものです。
ぜひ、ご覧いただき、必要に応じて手続きなどを行ってください。

財団法人 海難審判協会
(海難審判所監修)

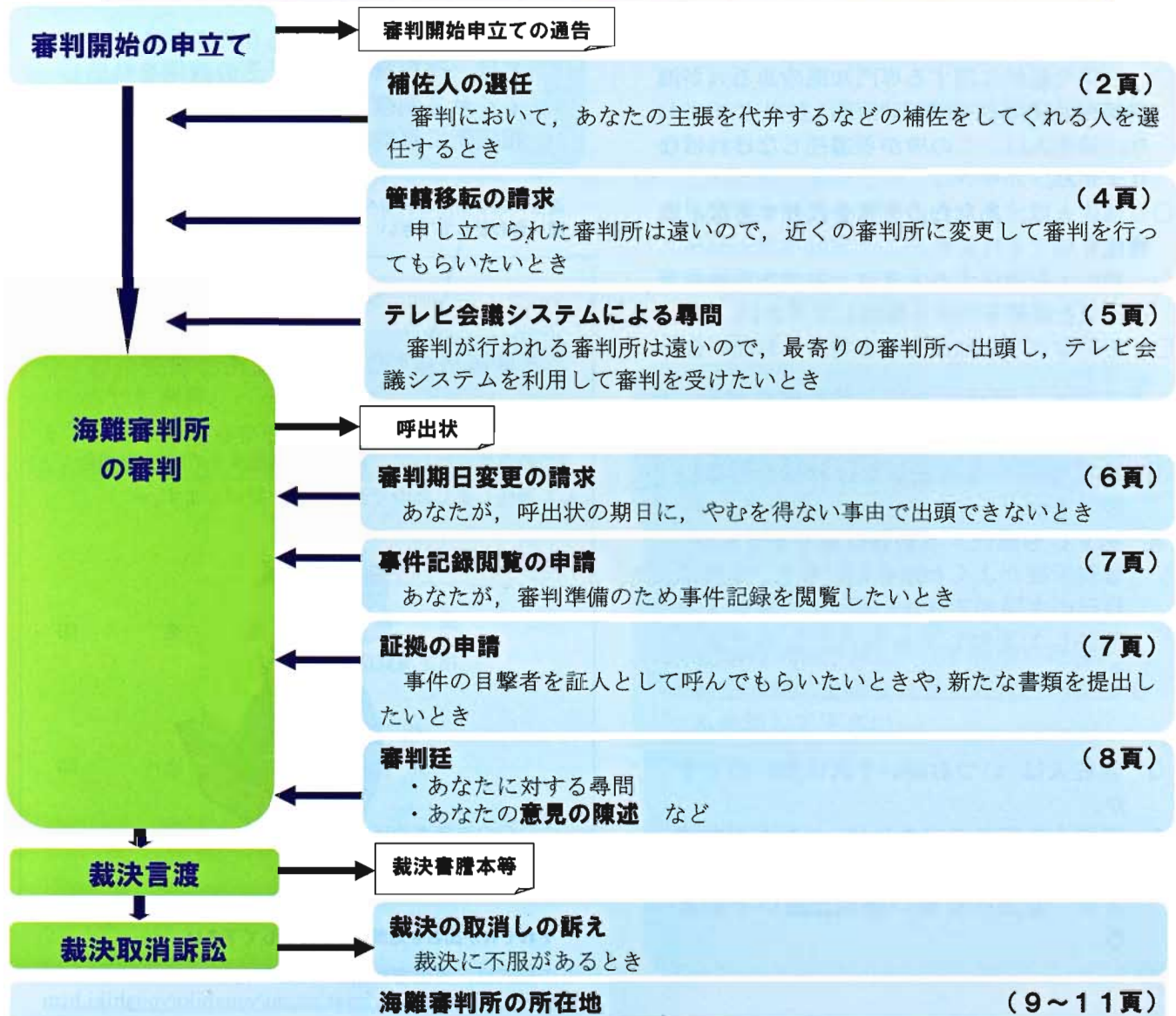
はじめに

- 海難審判は、海技免許等の所有者に対し懲戒処分を行い、同じような事故が二度と起こらないようにするためのものです。
- 近いうちに、「審判開始申立ての通告」に記載されている海難審判所から呼出状が送られてきます。
「審判開始申立ての通告」に良く目を通しておいて下さい。
- 分からないことがあったら、当該海難審判所へお尋ね下さい。
- 連絡先を変更したときは、すぐに海難審判所へ連絡して下さい。

- あなたには、次のようないろいろな権利が認められています。
必要なときには、このパンフレットを参考に、手続を行ってください。

- ・ 補佐人の選任
- ・ 管轄移転の請求
- ・ テレビ会議システムによる尋問
- ・ 審判期日変更の請求
- ・ 事件記録閲覧の申請
- ・ 証拠の申請
- ・ 意見の陳述

海難審判の流れ、手続



補佐人の選任

- 法律や船舶に関する専門知識のある人が海事補佐人として海難審判所に登録されており、補佐人は、この中から選任しなければなりません。
- 補佐人は、あなたの主張を代弁するなどの補佐をしてくれます。
- 補佐人を選任するときは、右にある補佐人選任届を海難審判所へ提出して下さい。
- 不明な点があれば海難審判所へお問い合わせ下さい。

Q 必ず補佐人を選任しなければならないのですか。

A 必ずしも選任する必要はありませんが、審判手続がよくわからないなど、十分に自己の主張ができない場合に、補佐人を選任して活動してもらうことができます。

Q 補佐人は、いつお願いすれば良いのですか。

A 補佐人を頼むのであれば、あなたが主張したいことなどを前もって相談できるよう、なるべく早い時期が良いでしょう。

Q 補佐人を依頼すると費用がかかるのですか。

A 費用がかかります。あなたの収入によっては、海難審判協会でその費用を補助してくれる制度がありますので、海難審判相談所に事前に相談してください。

通告にある海難審判所へ
問い合わせして下さい

通告にある事件名

補佐人選任届

平成〇〇年〇審第〇〇〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事件

この事件について、私は海事補佐人〇〇〇〇を補佐人として選任しましたので連署してお届けします。

平成 年 月 日

(受 審 人) 氏 名 印
指定海難関係人

住 所
(補 佐 人) 氏 名 印

〇〇〇〇海難審判所 御中

それぞれが氏名を記載して、押印して下さい

この様式は、海難審判所ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/jmat/annai/youshiki/youshiki.htm>
からダウンロードできます。

海難審判扶助制度

海難審判扶助制度とは、海難審判において受審人となった者で、経済的に余裕がなく自ら海事補佐人を依頼できない場合、海事補佐人の依頼に要する費用を援助し、受審人となった者の権利を擁護しようとする制度です。

海難審判扶助制度を利用し、海事補佐人の力を借りて、あなたの立場を適切に主張しましょう。

海難審判扶助制度は、日本財団の助成を受けて、財団法人海難審判協会が行っている事業です。

海難審判扶助の申込は、右記の全国9か所にある海難審判相談所で行っています。

財団法人海難審判協会では、その他海難審判に係るいろいろな相談に応じています。

財団法人 海難審判協会

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-5
海事センタービル

TEL03-3512-8140 FAX03-3512-8142

<http://www.maia.or.jp/>

海難審判相談所所在地

東京海難審判相談所 (03) 3512-8140	〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル
函館海難審判相談所 (0138) 42-7891	〒040-0061 函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎 5階
仙台海難審判相談所 (022) 257-4360	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎 8階
横浜海難審判相談所 (03) 3512-8140	(東京海難審判相談所) 当分の間、東京海難審判相談所 へ連絡をお願いします。
神戸海難審判相談所 (078) 331-8836	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2合同庁舎 10階
広島海難審判相談所 (082) 255-8262	〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎 4階
門司海難審判相談所 (093) 332-2765	〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 10階
長崎海難審判相談所 (095) 821-3538	〒850-0921 長崎市松が枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎 5階
那覇海難審判相談所 (093) 332-2765	(門司海難審判相談所) 当分の間、門司海難審判相談所 へ連絡をお願いします。

管轄移転の請求

- この事件は、「審判開始申立ての通告」にある地方海難審判所で審判が行われます。
- その地方海難審判所へは遠距離であるなどの理由で都合が悪く、別の地方海難審判所なら出頭が容易であるときには、この事件を扱う**地方海難審判所の変更を海難審判所長に請求**できます。
 なお、東京の海難審判所で審判が行われる事件は、管轄移転の請求ができません。
- **管轄移転請求は、審判の始まる前に**しなければなりませんので、早い時期に手続をして下さい。
- その請求は、右にある請求書に理由を記載して、「審判開始申立ての通告」にある**地方海難審判所へ提出**して下さい。
- 海難審判所では、請求理由などを考慮し、また、他の関係人がいるときは、その意見を聞いたうえで変更するかどうかを決めます。

Q 新たに管轄すべき地方海難審判所を指定されたときは、移転を請求した人だけが移転先で審判を受けるのですか。

A 事件が移転されるので、移転請求をしていない人も、移転先の地方海難審判所へ出頭して、審判を受けることとなります。

通告にある地方海難審判所に問い合わせして下さい

通告にある地方海難審判所

管轄移転請求書

平成〇〇年〇審第〇〇〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

通告にある事件名
事件

この事件は、〇〇地方海難審判所に審判開始の申立てがされていますが、次の理由により同審判所で審判をすることは不便ですから、〇〇地方海難審判所で審判をうけることを請求します。

移転を希望する地方海難審判所

理由

理由は必ず記入して下さい

平成 年 月 日
住所
(受審人) 氏名 印
氏名を記載して、押印して下さい

(經由〇〇地方海難審判所)
海難審判所長 殿

通告にある地方海難審判所
(書類はこちらに提出して下さい)

この様式は、海難審判所ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/jmat/annai/youshiki/youshiki.htm>
からダウンロードできます。

テレビ会議システムによる尋問

- この事件は、「審判開始申立ての通告」にある海難審判所で審判が行われます。
- あなたが遠隔地に居住しているためにその海難審判所に出頭することが困難なときには、最寄りの海難審判所(全国で9ヶ所)に出頭し、テレビ会議システムを利用して審判が受けられるよう上申書を提出することができます。
- 上申を受けた審判官が、上申理由を相当と認めるときには、他の関係人に意見を聴いてテレビ会議システムにより審判を行う決定をします。

Q テレビ会議システムを利用した審判を行う決定がされたときには、上申書を提出した人だけが最寄りの海難審判所で審判を受けられるのですか。

A そうです。



通告にある海難審判所へ
問い合わせして下さい

通告にある海難審判所

上 申 書

平成〇〇年〇審第〇〇〇号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事件

この事件は、〇〇〇〇海難審判所に審判開始の申立てがされていますが、次の理由により同審判所に出頭することが困難ですから、〇〇〇〇海難審判所でテレビ会議システムにより審判を受けられるよう上申いたします。

理由 出頭を希望する海難審判所

平成 年 月 日 —— あなたが提出する年月日

受 審 人 () 氏 名 印
指定海難関係人 あなたの氏名を記載し、
押印して下さい

〇〇〇〇海難審判所 御中

この様式は、海難審判所ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/jmat/annai/youshiki/youshiki.htm>
からダウンロードできます。

審判期日変更の請求

- 審判期日が決まったら、特別送達により、右にある呼出状が送られてきます。
- 呼出状に指定された期日に病気等により出頭できないときは、審判期日の変更を請求できます。
- 審判期日の変更は、事件番号・事件名・あなたの住所・氏名・押印・出頭できない理由（医師の診断書などを添付）・出頭希望日などを記載した書面を、呼出先の海難審判所へ提出して下さい。
- 請求理由が正当であると認められた場合は、あらたに審判期日が定められ、再度呼出状が送付されます。

Q 特別送達とはどんな郵便ですか。

A 特殊郵便の一種で、あなたが呼出状を受け取ったことが、郵便配達員から海難審判所に報告されるものです。

Q 留守にしていたら、どうなるのですか。

A 家族等が受け取れますので、その場合はあなたに連絡ができるようにしておいて下さい。

事件番号	事件名
○ ○ ○ ○ 殿	平成 年 月 日
	○○○○海難審判所
	審判官 ○○○○印
	書記 ○○○○印
	審判期日について（呼出）
	平成○○年○審第○○○号
	○○○○○○○○○○○○○○○○ 事件
この事件の審判を行いますので、下記日時、場所に出頭してください。	
1. 日 時	平成 年 月 日（曜日） 午前（後） 時 分
2. 場 所	（所在地） ○○○○海難審判所審判廷
（注意） 出頭の際は、この呼出状を当所書記に差し出してください。 なお、指定された期日に病気等により出頭できないときは、審判期日の変更を請求できます。	
不明な点がありましたら、○○○○海難審判所書記まで連絡ください。 電話○○○-○○○-○○○○	

審判を行う海難審判所
審判が行われる日時

事件記録閲覧の申請

- あなたが、審判で主張する事柄を整理するのに必要があれば、審判を行う海難審判所で、事件記録を閲覧できます。
- 事件記録を閲覧する場合は、事件書類等閲覧申請書を海難審判所に提出して下さい。
事件書類等閲覧申請書は、海難審判所に用意してあります。

Q 事件記録を閲覧するのに費用がかかるのですか。

A 費用はかかりません。



証拠の申請

- 海難の事実の認定等の判断は、証拠をもとに行われます。
したがって、適正な証拠が海難審判所に集められることが重要です。
- このため、あなたは、この事故の状況がわかる書類の提出や、事故の状況を知っている人を証人に申請することができますので、海難審判所に申し出て下さい。

Q 証拠の申請は、いつすればよいのですか。

A 審判開廷当日でも、それ以前でもいつでもできます。

Q 証拠の申請は、いくつでもよいのですか。

A 制限はありませんので、理事官に提出されたほかに書類などがあれば、いくつでも申請して下さい。

意見の陳述

- 審判では、理事官が海難の事実を示し、受審人に対する懲戒について意見を述べます。
それに対してあなたの意見を述べることができます。
- 審判は、審判廷に審判官、理事官、受審人、指定海難関係人、補佐人が出席して、おおよそ次の順序で行われます。

審判官の開廷宣言

▼
人定尋問（人違いがないかの確認）

▼
理事官の審判開始申立理由の陳述

▼
証拠調べ

▼
あなたや他の受審人等への尋問

▼
理事官の意見陳述

▼
あなたや他の受審人、指定海難関係人、
補佐人の意見陳述

▼
審判官の結審宣言（審理の終結）

▼
裁決言渡（別の日に行われます）

この事件の事実経過等と、受審人の懲戒（免許の取消、業務の停止、戒告）が言い渡されます。

Q 審判は、どれくらいの時間がかかるのですか。

A 通常は1日で終わりますが、事件によっては第2回以降の審判を行うこともあります。

Q 審判廷ではどんなことを聞かれるのですか。

A 事故の状況などを尋ねられますので、当時は思い出して答えて下さい。

Q 裁決は、書面でもらえるのですか。

A 裁決言渡後、裁決書謄本をお渡し又は送付します。

Q 裁判を受けているのに、海難審判も行われるのですか。

A 海難審判は、示談が成立したとか、罰金を支払ったとか、裁判での結果とは関係なく海技免許等の所有者に対し懲戒処分するために行われます。

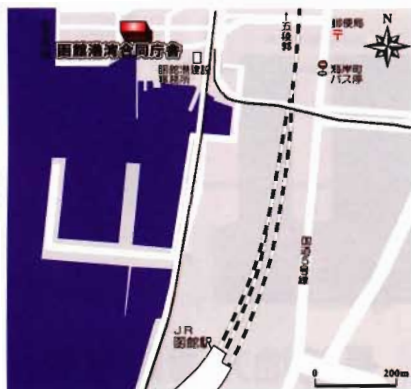
海難審判所の所在地

函館地方海難審判所

〒040-0061

函館市海岸町24-4函館港湾合同庁舎5階

Tel 0138-43-5045 Fax 0138-87-5072



横浜地方海難審判所

〒231-0003

横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

Tel 045-201-7501 Fax 045-270-0518

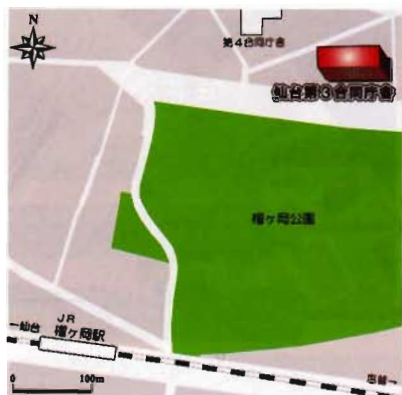


仙台地方海難審判所

〒983-0842

仙台市宮城野区五輪1-3-15仙台第3合同庁舎8階

Tel 022-295-7311 Fax 022-205-2577



神戸地方海難審判所

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1神戸第2合同庁舎10階

Tel 078-331-6371 Fax 078-385-0215



広島地方海難審判所

〒732-0011

広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

Tel 082-251-4604 Fax 082-500-9165



門司地方海難審判所那覇支所

〒900-0001

那覇市港町2-11-1那覇港湾合同庁舎8階

Tel 098-868-9334 Fax 098-880-8182



門司地方海難審判所

〒801-0841

北九州市門司区西海岸1-3-10門司港湾合同庁舎10階

Tel 093-331-3721 Fax 093-280-0179



長崎地方海難審判所

〒850-0921

長崎市松が枝町7-29長崎港湾合同庁舎5階

Tel 095-821-3538 Fax 095-821-3539



海難審判所

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館15階

Tel 03-5253-8826 Fax 03-5253-8947





本書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。
